

【パブリックコメント】

(原 案)

佐呂間町合葬墓の設置についての概要

1. 背景

近年、人口減少・少子化、家族形態の変化など、人々の老後に対する意識が時代の流れとして多様化し、「墓じまい」が広く見受けられるようになってきました。

佐呂間町においても社会情勢や価値観の変化に伴い埋葬形式の多様化が進んでいると認識し、様々な事情でお墓の継承・焼骨の管理が困難な方への選択肢のひとつとして、継承者のいない荒れ果てた無縁墓を増やさぬよう、時代のニーズに沿った墓地の運営管理が必要となっています。

2. 目的

今後、様々な理由によりお墓の継承や維持管理が困難である方、墓の建立や寺院への納骨ができないなどの状況を解消することを目的に、町がお墓の維持管理を行う合葬式のお墓を新設するものです。

3. 名称及び位置

(1) 名称 佐呂間町合葬墓

(2) 位置 佐呂間町字西富 282 番地の 2 (佐呂間墓地内)

※約 1,000 体の埋蔵規模の施設で、「合葬墓」は複数の方のお骨を納めるため、宗教宗派や血縁等にとらわれることはありません。

4. 使用者の資格（※使用者とは使用許可申請する者であり、確認できる書類（戸籍又は住民票）が必要です。

◆佐呂間町墓地の使用許可を受けていない方

- ① 佐呂間町に住所又は本籍がある方
- ② 佐呂間町に住所又は本籍があった方
- ③ 住所又は本籍があった方の焼骨を納める方

◆佐呂間町墓地の使用許可を受けている方

- ④ 墓地区画を返還する方

（※）改葬手続きにより、使用している区画の返還（墓石等一式の撤去）などが必要となり、費用は使用者様のご負担です。

（改葬：改葬とは、今あるお墓や納骨堂に納められている遺骨を取り出して、他の納骨堂や墓地などに移すことです。改葬の手続きは「墓地、埋葬等に関する法律」で定められており、自分の家のお墓であっても、改葬手続きをせず、自由に遺骨を持ち出すことはできません。）

◆その他、町長が特別の理由があると認めた方

5. 使用の申請及び使用許可

◆使用の申請（担当：役場 町民課生活環境係）

- ・事前に「使用許可申請書」及び「合葬墓埋蔵同意書兼承諾書（※）」、使用者資格等が確認できる必要書類を添えて提出し、確認後に使用料を納付していただきます。

（※）「合葬墓埋蔵同意書兼承諾書」は申請者以外の相続の第一又は第二順位の18歳以上の親族同意確認のために必要とする予定です。（主に配偶者、子、親、兄弟姉妹など）

◆使用許可

- ・書類内容や使用料の納付を確認し、使用者と埋蔵（納骨）日を打ち合わせた後に「合葬墓使用許可証」を交付します。

6. 合葬墓使用料（※1回の申請につき）《意見募集対象外》

◆焼骨の埋蔵 1体につき 15,000円～20,000円以内（予定）

◆焼骨の埋蔵が5体（又は6体）以上のとき 100,000円以内(上限)（予定）

※焼骨5体（又は6体）以上で100,000円以内を限度とします。また、申請時以外に使用料・管理料はかかりません。

※使用料金については、設置費用や維持管理経費、埋蔵数等を基に積算し決定します。

7. その他の事項

(1) 一度納めた合葬墓使用料は還付しません。

(2) 合葬するため、埋蔵（納骨）後の焼骨の返還はできません。（二度と取り出すことはできません。）

(3) 開設時期及び埋蔵（納骨）方法

5月から11月末日までの午前10時から午後4時まで納骨可能とし、担当等立ち合いのもと、最初に使用者が骨壺や骨箱から焼骨を取り出し直接納めていただき、納骨後、立ち合い者は直ちに退席します。なお、許可を受けた焼骨以外は埋蔵できません。（申請書類の受付や手続きは役場開庁日に通年で行いますが、冬期間は合葬墓付近の除雪は行いませんので12月～4月は納骨できません。）

(4) 宗教的儀礼等について

町は、佐呂間町合葬墓で供養や宗教的儀礼等を行いません。納骨後に個人が主宰する宗教的儀礼等は、周囲に配慮いただき行うことは可能です。

(5) 個人のお墓参りは、積雪がない期間中は自由に行えますが、花立てや線香立て等は常設しておりません。

(6) 併設する墓誌への掲示を希望の場合は、記名板使用料として1枚につき4千円を町に納入後、町が指定する専門業者に使用者様が直接発注し、刻字費用は別途ご負担となります

(7) 生前予約は受付しません。

(8) ご利用にあたっては十分な収蔵スペースを確保していますので、焦らずじっくりと考え、埋蔵（納骨）後のトラブルが起きないように親族の方々と相談し、皆さんが了承したうえでお申込みください。

8. 手続き等について

